

有形文化財
【古文書】

たけはら けもんじよ
竹原家文書

指定年月日／1991（平成3）年11月13日
所在地／登野城4-1（八重山博物館）



竹原家は、梅公姓（名乗頭が孫）の一門で、西表島南風見村の役人を勤めた5世孫宣が分家し、家名をたてた家柄である。

竹原家文書は、同家に伝わる122点に及ぶ古文書類で、その大部分は7世孫著と8世孫規に関わるものである。特に孫著が1882（明治15）年、公務の帰りに遭難し中国へ漂流した時に、福州で収集した『四書体註』や『玉厘記』などの珍しい書籍も含まれている。また、孫著が遭難から中国での滞在、帰還するまでの状況を記した『漂流日記』や関連文書は、当時琉球と関係の深かった福州の様子を知る貴重な史料である。

1879（明治12）年の王府解体後、琉球王国の復権を目指して琉球から逃れてきて福州で活動した幸地親方など、いわゆる「脱清人」の様子も記されている。

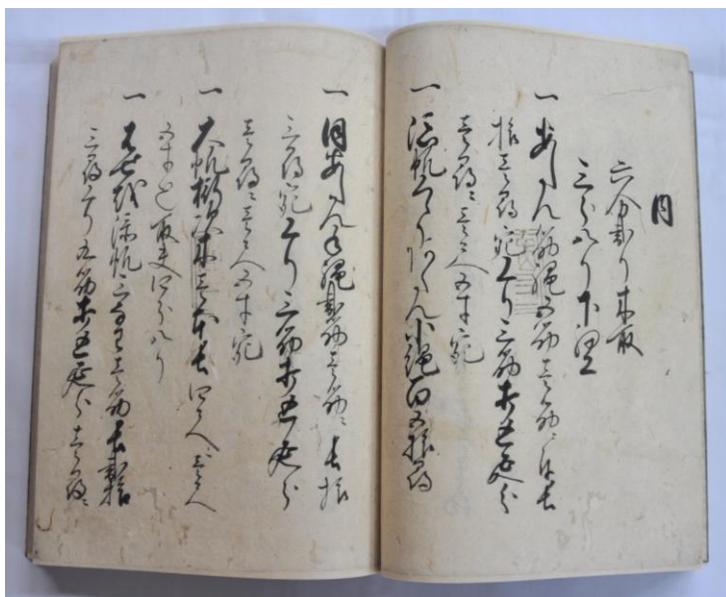
その他、琉球語訳『三字経俗解』『二十四孝』、官吏登用試験の出題や答案など注目すべきものが多い。竹原家文書は、八重山の近世史を理解するための重要な史料群であり、さらには八重山士族の教養や文化受容のあり方を知るうえでも貴重である。

市指定

有形文化財
【古文書】

とみがわうえーかた や え やまじまふな て ざれいちょう
富川親方八重山島船手座例帳

指定年月日／2004（平成16）年12月24日 所在地／登野城4-1（八重山博物館）



この例帳は1873（明治6）年、検使（行政監察官）として八重山へ派遣された富川親方らが、その結果報告に基づいて作成し、1875（明治8）年に王府から八重山の在番・頭あてに布達された文書である。例帳とは蔵元や村番所に備え付けられ、公事帳や規模帳などを補完する文書で、具体的かつ数量的な例規を集めた文書である。

船手座は近世八重山の海運行政を担った部署で、間切や村の公用船である地船、諸税の運搬にあたった馬艦船などの航行船に対し、船主名や反帆数を記した船手形を発給したり、船具の管理、貢物の収納や積出などの海運行政を管轄した。

富川らの署名と捺印がされているので、王府が八重山に布達した例帳の原本だと思われる。

琉球王府末期の八重山における海運行政の具体的な状況を知ることが出来る史料である。